

新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和2年6月【第3報】

この「支援制度のお知らせ【第3報】」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策として4月、5月に発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たに市の経済対策と生活支援策等をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

コロナに負けねべ！ 栗原市！！ くりはら新生活スタイル



くしゃみや咳は マスクで防止



旅行 お出かけ 慎重に



離れた距離で 心を寄せて



楽しめず まめに 手洗い うがい

 栗原市新型コロナウイルス感染症対策本部

も く じ

1. 経済・生活面の支援

(1) 給付金・支援金・商品券

- ひとり親世帯等への臨時特別給付金 p. 1
- 準要保護児童生徒支援金 p. 1
- 商店等応援商品券事業 p. 1

(2) 傷病手当金の支給

- 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 p. 2
- 後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給 p. 2

(3) 税金や保険料等の減免・猶予・特例

- 国民健康保険税の減免 p. 3
- 後期高齢者医療保険料の減免 p. 3
- 介護保険料の減免 p. 4
- 市税の徴収の猶予制度の特例 p. 5
- 寄附金税額控除の特例 p. 5
- 中小事業者等の固定資産税の課税標準の特例 p. 5
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例 p. 6

(4) その他の支援

- 新型コロナウイルス緊急雇用対策事業(会計年度任用職員募集) p. 6
- 令和2年度栗原市奨学金貸与事業 奨学生《追加》募集 p. 6
- 令和2年度栗原市看護学生修学資金貸付事業 看護学生《追加》募集 p. 7
- 住居確保給付金 p. 7
- 生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業 p. 7

2. 中小企業者等への支援

- 中小企業等緊急支援金 p. 8
- 多店舗休業支援金 p. 8
- テイクアウト転換支援事業 p. 9
- 畜産経営継続緊急支援金 p. 9
- 園芸農家等経営継続緊急支援金 p.10

3. 国等において実施する支援

- 学生支援緊急給付金 p.10

1. 経済・生活面の支援

(1) 給付金・支援金・商品券

ひとり親世帯等へ臨時特別給付金を給付します



市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆ひとり親世帯等への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数に応じて給付するものです。

◆対象となる方は

令和2年5月分の児童扶養手当の受給者

◆給付金額

- (1) 児童1人の場合 3万円
- (2) 児童2人以上の加算額
 - ・ 2人目 2万円
 - ・ 3人目以降1人につき 1万円

◆申請方法と給付日は

申請は不要。6月17日に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。

準要保護児童生徒支援金を支給します



教育部学校教育課
☎42-3512

◆準要保護児童生徒支援金とは

下記の「対象となる方」に、支給するものです。

◆対象となる方は

次の(1)か(2)のいずれかに該当する方。
ただし「ひとり親世帯等への臨時特別給付金」の給付対象者を除きます。

- (1) 令和2年4月1日から5月29日までの間に準要保護の申請を行い、認定を受けた児童生徒の保護者
- (2) 東日本大震災に伴う準要保護世帯の保護者(令和2年7月31日までに申請を行い認定を受けた保護者)

◆支給金額

児童生徒1人につき 2万円

◆申請方法

対象となる方に、別途通知します。

※支援金は非課税のため申告の必要はありません。

商店等応援商品券を配布します



商工観光部田園観光課
☎22-1151

◆商店等応援商品券とは

下記の「対象となる方」に、市内の商店等で使用できる商品券を1世帯につき5千円配布するものです。

※商品券は、500円券10枚つづりとし、うち5枚分(2,500円)を飲食店専用券とします。

◆対象となる方は

基準日(令和2年7月1日)において、住民基本台帳に記録されている世帯

◆配布方法は

令和2年7月中旬から各世帯に郵送を開始します。

※申請等の必要はありません。

◆使用期限 令和2年10月31日まで

◆使用方法

市内の参加店舗で商品券を提出して、飲食やお買い物、サービスに使用できます。

※参加店舗は、商品券の配布に併せ一覧を同封します。
また、参加店舗は、市の公式ウェブサイトですべて更新予定です。

(2) 傷病手当金の支給

国民健康保険被保険者へ 傷病手当金を支給します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆国民健康保険被保険者傷病手当金とは

下記の「対象となる方」に、労務に服することができない期間について、療養のために休んだ日数により算出した額を支給するものです。

◆対象となる方は

国民健康保険被保険者のうち被用者（給与を受給している方）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより連続して4日間以上仕事を休んだ方

◆支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を
就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

◆適用期間は

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で労務に服することができない期間

◆申請に必要なもの

申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）、振込先の通帳、保険証の写し、印鑑

※詳しくは問い合わせください

後期高齢者医療被保険者へ 傷病手当金を支給します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆後期高齢者医療被保険者傷病手当金とは

下記の「対象となる方」に、労務に服することができない期間について、療養のために休んだ日数により算出した額を支給するものです。

◆対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者のうち被用者（給与を受給している方）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより連続して4日間以上仕事を休んだ方

◆支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を
就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

◆適用期間は

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で労務に服することができない期間

◆申請に必要なもの

申請書（被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）、振込先の通帳、保険証の写し、印鑑

※詳しくは問い合わせください

(3) 税金や保険料等の減免・猶予・特例

国民健康保険税を減免します



総務部税務課 ☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆対象となる世帯は

国民健康保険に加入している世帯で、次のいずれかに該当する世帯

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯(り患世帯)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯(減収世帯)

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(事業収入等)のいずれかの減少額が、前年のその収入の30%以上であること。

◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること。

※会社都合で離職された方は、本制度での減免ではなく「非自発的失業者の保険税軽減制度」が適用されます。

◆申請期限は 令和3年3月31日まで

◆減免割合は

世帯主の前年合計所得	300万円以下	400万円以下	500万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※新型コロナウイルスの影響により、世帯主が事業等を廃止した場合には、前年合計所得に関わらず、10/10の減免割合が適用されます。

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、以下の事実が確認できる書類(写し可)

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

◇事業の内容が分かるもの(登記簿謄本など)

◇昨年の収入が分かるもの(給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど)

◇令和2年1月から申請する月までの収入が分かるもの(給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など)

【事業等を廃止した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等を廃止したことが分かるもの(廃業等届出書など)

◆減免の対象となる国民健康保険税

	令和元年度	令和2年度
普通徴収	10期	1期～10期
特別徴収	2月	4月～翌2月

※納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの

後期高齢者医療保険料を減免します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかに該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(事業収入等)のいずれかの減少額が、前年の事業収入等の額の30%以上であること。

◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

◆減免割合は

左記の1に該当する場合は全額減免、左記の2に該当する場合は世帯主の前年の合計所得等により、算出された対象保険料額の2割～10割減免

※減免割合は「国民健康保険税の減免」の表が適用されます。

◆申請期限は 令和3年6月30日まで

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑のほか、事実が確認できる書類は「国民健康保険税の減免」と同様です。

◆減免の対象となる後期高齢者医療保険料

	令和元年度	令和2年度
普通徴収	8期・9期	1期～9期
特別徴収	2月	4月～翌2月

※納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの

介護保険料を減免します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

介護保険の第一号被保険者（65歳以上）で次のいずれかに該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡又は重篤な傷病を負った方（り患世帯）
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方（減収世帯）

◇世帯主の令和2年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年のその収入の30%以上であること。

◇世帯主の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること。

◆申請期限は

令和3年3月31日まで

◆減免される期間は

令和2年2月1日から令和3年3月31日まで

◆減免割合は

① 対象となる保険料額

$$\frac{\text{保険料額} \times \text{減収が見込まれる事業収入等の前年所得}}{\text{前年の合計所得金額}}$$

区分	令和元年中の合計所得金額等	減免割合
り患世帯	所得要件なし	10分の10
減収世帯	事業を廃止または失業した場合	①で計算された金額の10分の10
減収世帯	200万円以下であるとき	①で計算された金額の10分の10
減収世帯	200万円を越えるとき	①で計算された金額の10分の8

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、以下の事実が確認できる書類（写し可）

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

◇事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）

◇昨年の収入が分かるもの（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど）

◇令和2年1月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

【事業等の廃止・失業した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の廃止や失業したことが分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届など）

市税の徴収の猶予制度の特例



総務部税務課 ☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆市税の徴収の猶予制度の特例とは

下記の「対象となる方」に、市税の徴収猶予において、無担保かつ延滞金をなしとする徴収猶予を適用します。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、次の①・②のいずれも満たす方

- ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

◆申請期限は

令和3年1月31日までの各納期限まで

※令和2年6月30日までに申請があれば、令和2年2月1日に遡って適用します。

◆猶予される期限は

各納期限の翌日から最大1年間（延長不可）

◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類（帳簿など）

寄附金税額控除の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆寄附金税額控除の特例とは

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額（上限20万円）を寄附金控除とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。

◆対象となるイベントは

主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定したイベント

◆必要となる手続き

- ◇イベント主催者への払戻請求権放棄の連絡
- ◇確定申告又は住民税申告

◆申告に必要なもの

イベント主催者が発行する「指定行事証明書」及び「払戻請求権放棄証明書」

中小事業者等の固定資産税の課税標準の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆中小事業者等の固定資産税の課税標準の特例とは

下記の「対象となる方」に、令和3年度課税の1年分に限り、「償却資産」と「事業用家屋」に係る固定資産税の負担を軽減するものです。

◆対象となる方は

- ◇中小事業者等（個人①、法人②）
 - ①常時使用する従業員が1,000人以下の個人
 - ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

◆特例の内容は

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少している場合、固定資産税を軽減します。

売上高の減少率	軽減割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

◆申請期限は

令和3年1月31日まで

◆申請に必要なもの

認定経営革新等支援機関等（注1）が交付する証明書及び同機関に提出した書類一式

（注1）税理士、公認会計士、弁護士など

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の課税標準の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例とは

下記の「対象となる方」が、新規に「事業用家屋」と「構築物」の設備投資を行った場合、固定資産税の負担を軽減するものです。

◆対象となる方は

- ◇先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等（個人①、法人②）
- ①常時使用する従業員が1,000人以下の個人
- ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

◆特例の内容は

資産取得年の翌年度から3年間、固定資産税を「ゼロ」とします。

◆特例の期限は 令和5年3月31日まで

◆申請期限は

資産取得年	申請期限
令和2年中	令和3年1月31日まで
令和3年中	令和4年1月31日まで
令和4年中	令和5年1月31日まで
令和5年中 (1～3月取得分)	令和6年1月31日まで

◆申請に必要なもの

- ◇工業会が交付する証明書の写し
- ◇市が交付する「先端設備等導入計画（注2）」の認定書の写し
- ◇認定を受けた「先端設備導入計画」の写し

（注2）「先端設備等導入計画」のお問合せ先
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

（4）その他の支援

新型コロナウイルス緊急雇用対策事業として 会計年度任用職員を募集します



総務部人事課
☎22-1159

◆対象となる方は

市内に居住又は実家が市内にある方で次のいずれかの要件を満たす方

1. 本年3月に、高等学校、大学（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）し、令和2年4月採用予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職先の内定（採用）を取り消された方
2. 本年3月に、高等学校、大学（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）した方で、雇用されていた就職先から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業の都合で、離職を余儀なくされた方（雇用期間が6ヶ月未満に限る。）

◆募集人員は 5人

◆募集職種は 事務補助員

◆募集期限は 令和2年10月30日まで

◆任用期間は

任用の日から令和3年3月31日まで
（最大9ヶ月間）

◆勤務時間は 週4日程度（週31時間以内）

◆申込に必要なもの

- ◇会計年度任用職員採用試験申込書
- ◇内定取消・離職状況申告書

※募集要項及び申込書は栗原市Webサイト、市人事課で配布

令和2年度栗原市奨学金貸与事業 奨学生を追加募集します



教育部教育総務課
☎42-3511

◆対象となる方は

勉学する意欲がありながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことにより、修学が困難となった学生

◆募集期限は 令和2年7月31日まで

◆選考方法は 市奨学生選考委員会で選考

◆貸与月額は

- ◇高等学校 15,000円以内
- ◇高等専門学校、専修学校 25,000円以内
- ◇短期大学、大学、東北職業能力開発大学校 40,000円以内

◆申請に必要なもの

奨学金貸与申請書、奨学生調査書（成績証明書）、在学証明書、市・県民税所得課税証明書、世帯全員の住民票、その他

※詳しくは問い合わせください

令和2年度栗原市看護学生修学資金貸付事業 看護学生を追加募集します



医療局医療管理課
☎21-5631

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことにより、修学が困難となった看護学生

◆募集期限は 令和2年9月30日まで

◆募集人員は 3人

◆貸付額は 月額 50,000円

◆申請に必要なもの

- ◇看護学生修学資金貸付申請書
 - ◇履歴事項等調書
 - ◇戸籍謄本
 - ◇在学を証明する書類（在学証明書・学生証の写し）
 - ◇健康診断書
 - ◇申請者と生計を同じくする方全員の所得証明書
- ※詳しくは問い合わせください

住居を喪失した方等へ家賃相当分の 住居確保給付金を給付します



栗原市自立相談支援センター（ひありんく栗原）
☎22-7631（市民生活部社会福祉課内）

◆対象となる方は

次のいずれにも該当する方

1. 離職等により住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方
2. 離職・廃業の日から2年以内の方又は収入が個人の責に帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職等と同等程度の状況にある方
3. 世帯の生計を主として維持していた方
4. 収入要件、資産要件、求職活動等の要件を満たしている方
5. 国の雇用施策による給付を受けていない方

◆月額給付額は 家賃額（上限あり）

◆給付期間は 原則3ヶ月

◆申請に必要なもの

- ◇申請書、申請時確認書
 - ◇本人確認書類
 - ◇離職・減収を確認できる書類
 - ◇世帯全員の収入が確認できる書類の写し
 - ◇世帯全員の金融機関の通帳等写し
 - ◇入居住宅に関する状況通知書（貸主等に記載をお願いする部分があります。）
 - ◇入居住宅の契約書の写し
- ※詳しくは問い合わせください

生活困窮者へ一時生活支援を 行います



栗原市自立相談支援センター（ひありんく栗原）
☎22-7631（市民生活部社会福祉課内）

◆生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業とは

下記の「対象となる方」に、宿泊場所や食事の提供等を行い、就業機会の確保に向けた支援を行います。

◆対象となる方は

住居のない生活困窮者であって、収入等要件、資産要件が一定水準以下の方

◆支援期間は 原則3ヶ月

◆申請に必要なもの

- 申請書、収入等が確認できる書類、金融機関の通帳の写し等
- ※詳しくは問い合わせください

2. 中小企業者等への支援

中小企業等緊急支援金を支給します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等緊急支援金とは

下記の「対象となる方」に、1店舗につき10万円を支給するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した、市内で店舗等を営む事業者（大企業を除く）で、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の対象とならない事業者

◇対象となる業種と主な店舗等

- ・運輸業
（タクシー、運転代行、バス、レンタカーなど）
- ・小売業
（酒屋、燃料店、菓子店、家電販売店、衣料品店など）
- ・飲食業 ※営業時間が5:00から20:00まで
（飲食店、喫茶店など）
- ・生活関連サービス
（理容室、美容室など）

※詳しくは、栗原市Webサイトよりご確認ください。

◆申請期間は

令和2年6月1日から8月31日まで

◆申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」または「オンライン申請」
令和2年6月12日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市産業戦略課、各総合支所
または各商工会窓口で配布

◆申請に必要なもの

- ◇申請書兼請求書
- ◇誓約書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ◇営業実態が確認できる書類（営業許可証、確定申告書、帳簿等）の写し
- ◇本人確認書類
- ◇提出書類チェックリスト

◆課税上の取扱い 課税

- ◇個人事業主 … 「雑収入」として事業所得の収入に含まれます。そのため、令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。
- ◇法人 … 「営業外収益」または「特別利益」に含まれます。

多店舗休業支援金を支給します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆多店舗休業支援金とは

下記の「対象となる方」に、2店舗目から1店舗につき10万円を支給するものです。

◆対象となる方は

県の休業要請等に基づき新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力いただいた事業者で、市内の2店舗以上を休業または時短営業された事業者

◆申請期間は

令和2年6月1日から8月31日まで

◆申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」または「オンライン申請」
令和2年6月12日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市産業戦略課、各総合支所
または各商工会窓口で配布

◆申請に必要なもの

- ◇申請書兼請求書
- ◇誓約書
- ◇提出書類チェックリスト

◆課税上の取扱い 課税

- ◇個人事業主 … 「雑収入」として事業所得の収入に含まれます。そのため、令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。
- ◇法人 … 「営業外収益」または「特別利益」に含まれます。

テイクアウト転換経費の一部を助成します



商工観光部田園観光課
☎22-1151

◆テイクアウト転換支援事業とは

下記の「対象となる方」に、テイクアウトや、デリバリーを開始するために要した経費（設備導入費、容器購入費、広告宣伝費等）の2分の1（上限10万円）を、1回に限り助成するものです。

※助成は1店舗1回限りとします。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響により、弁当等のテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（配達）を新たに始めた市内の飲食店等

◆対象となる期間は

令和2年3月から8月までに要した経費

◆申請期間は

令和2年6月1日から9月30日まで

◆申請方法と支給日は

原則、「郵送申請」
令和2年6月12日から支給を予定しています。

※申請書は栗原市Webサイト、市田園観光課、各総合支所または各商工会窓口で配布

◆申請に必要なもの

- ◇申請書兼請求書
- ◇誓約書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ◇営業許可証の写し
- ◇必要とした経費の領収書の写し
- ◇弁当等のテイクアウトやデリバリーを新たに始めたことを確認できる書類（告知したチラシやポスター等）
- ◇本人確認書類
- ◇提出書類チェックリスト

◆課税上の取扱い 課税

- ◇個人事業主 … 「雑収入」として事業所得の収入に含まれます。そのため、令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。
- ◇法人 … 「営業外収益」または「特別利益」に含まれます。

畜産経営継続緊急支援金を支給します



農林振興部農林畜産課
☎22-1136

◆畜産経営継続緊急支援金とは

下記の「対象となる方」に、飼養頭数により支援金を支給するものです

- ◇支給額（1経営体につき上限100万円）
 - (1) 肥育牛 1万円/頭
 - (2) 繁殖素牛 5千円/頭
 - (3) 搾乳牛 3千円/頭

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した市内の畜産農家

※持続化給付金該当農家を除く

◆申請期間は

令和2年6月1日から同年8月31日まで

◆申請方法

対象農家に申請書を送付しますので、記載内容を確認のうえ申請願います。

◆申請に必要なもの

- ◇申請書、印鑑
- ◇登録証の写し又は農業協同組合等が発行した飼養頭数がわかる書類の写し
- ◇本人確認のできる書類（保険証、運転免許証等写し）
- ◇口座情報の確認できる通帳等の写し

◆課税上の取扱い 課税

農業収入の「雑収入」に含まれます。そのため令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。

園芸農家等経営継続緊急支援金を支給します



農林振興部農林畜産課
☎22-1136

◆園芸農家等経営継続緊急支援金とは

下記の「対象となる方」に、支援金を支給するものです。

◇支給額

- (1) 個人農業者 10万円
- (2) 法人等農業者 30万円

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象期間のうち任意のひと月の売上が減少した、市内の農産物等生産販売農業者等

※家事消費のみや、持続化給付金該当農業者は除く

◆対象期間は

令和2年3月1日から同年10月31日まで

◆申請期間は

令和2年6月15日から同年11月30日まで

◆申請方法は

原則「郵送申請」

※申請書は栗原市Webサイト、市農林畜産課、各総合支所窓口で配布

◆申請に必要なもの

- ◇申請書（様式第1号）
- ◇前年と本年同月の対比により売上減少が確認できる書類（伝票、帳簿等の写し）
- ◇本人確認のできる書類（保険証、運転免許証等写し）
※法人等にあつては、組織の定款又は規約の写し
- ◇口座情報の確認できる通帳等の写し

◆課税上の取扱い 課税

農業収入の「雑収入」に含まれます。そのため令和2年分の確定申告に含めて申告する必要があります。

3. 国等において実施する支援

学生支援緊急給付金

【文部科学省】

アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている学生等へ、最大20万円を給付
(住民税非課税世帯の学生 20万円、その他の学生 10万円)

■申請先 各大学等
■問合せ先 日本学生支援機構
詳しくは次のホームページをご確認ください。
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

支援制度 連絡先一覧（市役所）

◆栗原市役所 本庁舎

(築館薬師一丁目7番1号)

- 社会福祉課 ☎22-1340 (1階)
- 介護福祉課 ☎22-1350 (1階)
- 子育て支援課 ☎22-2360 (1階)
- 健康推進課 ☎22-0370 (1階)
- 税務課 ☎22-1121 (1階)
- 人事課 ☎22-1159 (2階)

◆栗原市役所 金成庁舎

(金成沢辺町沖200番地)

- 教育総務課 ☎42-3511 (2階)
- 学校教育課 ☎42-3512 (2階)

◆ふるさとセンター

(築館薬師一丁目7番1号)

- 田園観光課 ☎22-1151 (2階)
- 産業戦略課 ☎22-1220 (2階)
- 農林畜産課 ☎22-1136 (2階)

◆栗原中央病院内

(築館宮野中央三丁目1番地1)

- 医療管理課 ☎21-5631 (2階)

◆各総合支所

市民サービス課

- | | |
|------------------|-------------------|
| ● 築館
☎22-1111 | ● 瀬峰
☎38-2111 |
| ● 若柳
☎32-2121 | ● 鶯沢
☎55-2111 |
| ● 栗駒
☎45-2111 | ● 金成
☎42-1111 |
| ● 清水
☎58-2111 | ● 志波姫
☎25-3111 |
| ● 一迫
☎52-2111 | ● 花山
☎56-2111 |

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>